

## 平成二十五年法律第四十八号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する  
条約の実施に関する法律

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

第一節 中央当局の指定（第三条）  
第二節 子の返還に関する援助

第一款 外国返還援助（第四条—第十一条）  
第二款 日本国返還援助（第十一条—第十五条）

第三節 子との面会その他の交流に関する援助

第一款 日本国面会交流援助（第十六条—第二十条）  
第二款 外国面会交流援助（第二十一条—第二十五条）

第三章 子の返還に関する事件の手続等

第一款 子の返還申立事件の手続等

第二節 返還事由等（第二十六条—第二十八条）

第三節 子の返還申立事件の手続等

第一款 総則（第三十二条—第三十七条）

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十九条—第三十二条）

第三節 当事者能力及び手続行為能力（第三十三条—第三十六条）

第四節 管轄（第三十二条—第三十七条）

第五節 裁判所職員の除斥及び忌避（第三十八条—第三十九条）

第六節 手続費用（第五十五条—第五十九条）

第七節 子の返還申立事件の審理等（第六十条—第六十八条）

第八節 電子情報処理組織による申立て等（第六十九条）

第九節 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第六十九条の二）

第二款 第一審裁判所における子の返還申立事件の手続（第六十九条）

第三款 第二審裁判所における子の返還申立事件の手続（第七十条）

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条

第一目 子の返還の申立て（第七十条）	第七十二条
第二目 子の返還申立事件の手続の期日（第七十三条—第七十六条）	第七十三条
第三目 事実の調査及び証拠調べ（第七十七条—第八十七条）	第七十七条
第四目 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等（第八十八条）	第八十八条
第五目 審理の終結等（第八十九条—第九十条）	第八十九条
第六目 裁判（第九十一条—第九十八条）	第九十一条



助」という。)を外務大臣に申請することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、日本国返還援助の申請(以下「日本国返還援助申請」という。)について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第七条第一項第四号」とあるのは、「第十三条第一項第四号」と、同項第四号中「条約締約国」とあり、及び同項第五号中「申請に係る子の常居所地図」とあるのは「日本国」(と読み替えるものとする)。

第十二条 外務大臣は、日本国返還援助申請があつた場合には、次条第一項の規定によりこれを却下する場合を除き、日本国返還援助の決定(以下「日本国返還援助決定」という。)をし、遅滞なく、日本国返還援助申請をした者(以下この款において「申請者」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十四条に規定する措置をとるものとす

3 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第十五条に規定する措置  
二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中核当局との連絡

(日本国返還援助申請の却下)

第十三条 外務大臣は、日本国返還援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国返還援助申請を却下する。

一 日本国返還援助申請において返還を求めている子(以下この款において「申請に係る子」という。)が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が所在している国又は地域が明瞭でないこと。

三 申請に係る子が日本国又は条約締約国以外の国若しくは地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所(申請者が法人その他の団体である場合にあっては、事務所の所在地)が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請に係る子の常居所地図が日本国でないことが明らかであること。

六 申請に係る子が所在していると思われる時に、申請に係る子が所在していると思われる。

料される国又は地域が条約締約国でなかつたこと。

該中央当局に提供することに同意しているとき。

明瞭でないときは、その旨)その他申請に係る子を特定するために必要な事項

三 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の氏名その他当該者を特定するために必要な事項

四 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交渉をすることができ、かつ、申請者の申請に係る子との面会その他の交渉が妨げられていないと認めるとき。

二 当該情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の知り得る状態にあり、かつ、これらの者以外の特定の個人を識別することができる情報を含まないとき。

一 当該情報が、前項に規定する中央当局に対するのみ情報を含まないとき。

第十四条 外務大臣は、日本国返還援助決定をした場合には、第十一條第二項において準用する

第四条第二項の申請書及び同条第三項に規定する書類の写しを申請に係る子が所在している条約締約国の中央当局へ送付)

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合に、申請者にその旨の通知をしなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する情報の提供を求められた者は、次の各号のいずれれに該当するときは、遅滞なく、当該情報を外務大臣に提供するときには、前項に規定する中央当局に提供することによって同項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、前項に規定する子及び同項に規定する事件に係る外国裁判所等の手続の当事者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 外務大臣は、前項の規定により提供された情報が、前項に規定する中央当局に対するのみ情報を含まないとき。

2 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 日本国面会交流援助申請は、日本国外の条約締約国の中央当局を経由してすることができ、申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するため必要な事項(これら的事項が明らかでないときは、その旨)

2 前項の申請書には、同項第五号に掲げる事項を証明する書類その他外務省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の申請書には、日本国外の条約締約国の中央当局を経由してすることができ、申請に係る子と同居していると思料される者の氏名、住所又は居所その他当該者を特定するため必要な事項(これら的事項が明らかなことを明らかにするために必要な事項)

2 外務大臣は、日本国面会交流援助決定をした場合には、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十条において準用する第九条又は第十一条に規定する措置

二 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

三 この法律に定める手続その他の子との面会その他の交流の実現に関連する日本国の法令に基づく制度に関する情報の申請者への提供

(日本国面会交流援助申請の却下)

**第十八条** 外務大臣は、日本国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該日本国面会交流援助申請を却下する。

一 申請に係る子が十六歳に達していること。

二 申請に係る子が日本国内に所在していないことが明らかであり、かつ、申請に係る子が所在している国又は地域が明らかでないこと。

三 申請に係る子が条約締約国以外の国又は地域に所在していることが明らかであること。

四 申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明らかであること。

五 申請者が日本国内に住所若しくは居所を有していることが明らかであり、又は日本国以外の条約締約国に住所若しくは居所を有していないことが明らかであること。

六 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域が条約締約国でないこと。

七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国若しくは地域の法令に基づき申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができないことが明らかであること。

外務大臣は、前項の規定により日本国面会交流援助申請を却下した場合は、申請者に直ちにその旨及びその理由の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助申請に係る書類の写しの条約締約国の中中央当局への送付)

**第十九条** 外務大臣は、申請に係る子が日本国以外の条約締約国に所在していることが明らかでない。

2 前条第一項第四号に該当しないときは、第十六条第二項の申請書(申請者が同条第四項の規定により日本国面会交流援助申請をした場合にあつては、同項に規定する書面)及び同条第三項に規定する書類の写しを当該条約締約国の中中央当局に遅滞なく送付しなければならない。

**第十八条** 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨の通知をしなければならない。

(日本国面会交流援助に關する準用規定)

**第二十条** 第五条、第九条及び第十条の規定は、外務大臣に対し日本国面会交流援助申請があつた場合について準用する。この場合において、

第五条第四項第一号中「第二十六条の規定による子の返還の申立て又は子との面会その他の交流の定めをすること若しくはその変更を求める家事審判若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は」と、同項第二号中「第二十

九条に規定する子の返還に関する事件若しくは子の返還の強制執行に係る事件が係属している裁判所又は申請に係る子についての子との面会その他の交流に関する事件若しくは」とあるのは「子との面会その他の交流に関する事件又は」と、「これらら」とあるのは「当該」と、第九条中「子の返還又は申請者」とあるのは「申請者」と読み替えるものとする。

**第二十一条** 日本国以外の条約締約国である子であつて、面会その他の交流をすることができるなくなる直前に常居所を有していた国又は地域が条約締約国である。

一 条約の実施のための日本国以外の条約締約国の中中央当局との連絡

**第二十二条** 外務大臣は、外国面会交流援助申請に係る子の所在地及び申請者の住所又は居所が同一の条約締約国内にあることが明ら

かであること。

**第二十三条** 外務大臣は、外国面会交流援助申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国面会交流援助申請を却下する。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

二 外務大臣は、外国面会交流援助決定をした場合には、前項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置をとるものとする。

一 第二十五条において準用する第十五条に規定する措置

二 外務大臣は、前項の規定による送付をした場合には、申請者にその旨を通知しなければならない。

(外国面会交流援助に關する準用規定)

**第二十五条** 第十五条の規定は、外務大臣に対し日本国への子の返還とあるのは「申請に係る子についての子との面会その他の交流」と、「当該子の返還に係る子」とあるのは「申請に係る子」と読み替えるものとする。

**第二十六条** 第十五条の規定は、外務大臣における留置により子についての監護の権利を侵害された者は、子を監護している者に対し、この法律の定めるところにより、常居所地国に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができる。

(子の返還事由)

**第二十七条** 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるとときは、子の返還を命じなければならない。

一 子が十六歳に達していないこと。

二 子が日本国内に所在していること。

三 常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。

四 当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であったこと。(子の返還拒否事由等)

**第二十八条** 裁判所は、前条の規定にかかるわざ、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるときは、子の返還を命じてはならない。

ただし、第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由がある場合であつても、一切の事情を





- 2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。  
一 子の返還の申立ての取下げ又は和解  
二 終局決定に対する即時抗告、第百八条第一項の抗告若しくは第百十一条第二項の申立て又はこれらの取下げ  
三 第百二十二条第三項に規定する出国禁止命令の申立て又はその取下げ  
四 第百四十四条の同意

3 五 代理人の選任  
手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。

4 前三项の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。  
(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用)

**第五十三条** 民事訴訟法第三十四条(第三項を除く)、第三十六条第一項及び第五十六条から第五十八条まで(同条第三項を除く)の規定は、手続代理人及びその代理権について準用する。(補佐人)

**第五十四条** 子の返還申立て事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

**第六目** 手続費用  
(手続費用の負担)

**第五十五条** 子の返還申立て事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び手続に参加した子がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。(手続費用の負担の裁判等)

**第五十六条** 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における手続費用(裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、家事調停に関する裁判の費用を含む)の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができます。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合は、手続の総費用(裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合にあっては、

は、家事調停に関する手続の費用を含む)について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

- |   |
|---|
| 事調申立した場合において、調停が成立し、特<br>別の定めをしなかつたときは、その費用は、各<br>者が負担する。   |
| (手続費用の立替え)  |
| 第五十七条 事実の調査、証拠調べ、呼出し、告<br>知の他の子の返還申立事件の手続に必要な行<br>為に要する費用は、国庫において立て替えるこ<br>とができる。   |
| (手続費用に関する民事訴訟法の準用等)   |
| 第五十八条 民事訴訟法第六十八条から第七十四<br>条までの規定(同法第七十一条第二項(同法第<br>七十二条後段において準用する場合を含む。)及び第八項(同法第七十二条後段及び第七十四<br>条第二項において準用する場合を含む。)の規定<br>を除く。)は、手続費用の負担について準用<br>する。この場合において、同法第七十三条第一<br>項中「補助参加の申出の取下げ又は補助参加に<br>ついての異議」とあるのは「国際的な子の奪取<br>の民事上の側面に関する条約の実施に関する法<br>律第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規<br>定による参加の申出」と、同条第二項中「第六<br>十一条から第六十六条まで及び」とあるのは<br>「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条<br>約の実施に関する法律第五十八条第一項におい<br>て準用する」と、「ついて、同条第二項の規定<br>は前項の申立てについて」とあるのは「つい<br>て」と、「第八項まで」とあるのは「第七項ま<br>で」と、「準用する。」この場合において、同条<br>第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した<br>とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替える<br>ものとする」とあるのは「準用する」と読み替<br>えるものとする。 |
| 前項において準用する民事訴訟法第六十九条<br>第一条第五項(前項において準用する同法第七十<br>二条後段において準用する場合を含む。)、第七<br>十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申<br>立てについての裁判に対する即時抗告は、執行<br>停止の効力を有する。<br>(手続上の救助)  |
| 第五十九条 子の返還申立事件の手続の準備及び<br>進行に必要な費用を支払う資力がない者又はそ<br>れ半戸が第百二十四条の規定による事件を家<br>事調査申立した場合において、調停が成立し、特<br>別の定めをしなかつたときは、その費用は、各<br>者が負担する。   |
| 2 第五十九条の規定による即時抗告並びに同法第七十<br>二条後段において準用する場合を含む。)、第七<br>十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申<br>立てについての裁判に対する即時抗告は、執行<br>停止の効力を有する。<br>(手続上の救助)   |
| 第六十条 子の返還申立事件の手続は、公開しない<br>こととする。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴<br>を許すことができる。  |
| (調書の作成等)  |
| 第六十一条 裁判所書記官は、子の返還申立事件<br>の手続の期日について、調書を作成しなければ<br>ならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日<br>については、裁判長においてその必要がないと<br>認めるときは、その経過の要領を記録上明らか<br>にすることをもって、これに代えることができ<br>る。   |
| (記録の閲覧等)  |
| 第六十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三<br>者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対<br>し、子の返還申立事件の記録の閲覧若しくは謄<br>写、その正本、謄本若しくは抄本の交付(第四<br>項第一号及び第六十九条第六項において「閲覧<br>等」という。)又は子の返還申立事件に関する<br>事項の証明書の交付を請求することができる。  |
| 前項の規定は、子の返還申立事件の記録中の<br>録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる<br>方法により一定の事項を記録した物を含む。)<br>に關しては、適用しない。この場合において、<br>当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判<br>所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これら<br>の物の複製を請求することができる。  |
| 第六十三条 裁判所は、当事者から前二項の規定<br>に該当する場合は、該当事者の申請により許<br>可をしなければならない。  |
| 4 第六十三条の規定による即時抗告並びに同法第七十<br>二条後段において準用する場合を含む。)、第七<br>十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申<br>立てについての裁判に対する即時抗告は、執行<br>停止の効力を有する。<br>(手續上の救助)   |

の支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判判決ができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で子の返還の申立てその他の手続行為をして、るに二ヶ月以内にき

- 二 一住戸等表示部分の閲覧等又はその複製についての相手方の同意があるとき。  
二 子の返還を命ずる終局決定が確定した後に  
おいて、子の返還を命ずる終局決定に関する  
強制執行をするために必要があるとき。

裁判所は、子の返還申立事件において返還を  
求められている子の利益を害するおそれ、当事  
者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穏  
を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私  
生活についての重大な秘密が明らかにされるこ  
とにより、その者が社会生活を営むのに著しい  
支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害  
するおそれがあると認められるときは、第三項  
及び前項ただし書きの規定にかかわらず、第三項  
の申立てに係る許可をしないことができる。事  
件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らし  
て当該当事者に同項の申立てに係る許可をする  
ことを不適当とする特別の事情があると認めら  
れるときも、同様とする。

6 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第  
一項又は第二項の規定による許可の申立てがあ  
つた場合において、相当と認めるときは、当該  
申立てに係る許可をることができる。

7 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は子の返  
還申立事件に関する事項の証明書については、  
当事者は、第一項の規定にかかわらず、裁判所  
の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その  
交付を請求することができる。

8 子の返還申立事件の記録の閲覧、謄写及び複  
製の請求は、子の返還申立事件の記録の保存又  
は裁判所の執務に支障があるときは、すること  
ができるない。

9 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、  
即時抗告をることができる。

10 前項の規定による即時抗告が子の返還申立事  
件の手続を不当に遅滞させる目的として  
されたものであると認められるときは、原裁判  
所は、その即時抗告を却下しなければならな  
い。

- (期日及び期間) 前項の規定による裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

**第六十三条** 子の返還申立事件の手続の期日の指定及び変更是、職権で、裁判長が行う。  
1 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 子の返還申立事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 子の返還申立事件の手続の期日の変更は、頗る著な事由がある場合に限り、することができること。

4 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同項中「第一項各号に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知」と読み替えるものとする。

(手続の併合等)

**第六十四条** 裁判所は、子の返還申立事件についての手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかつた当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

(法令により手続を続行すべき者による受継)

**第六十五条** 当事者が子の返還申立事件の手続を続行することができない場合(当事者の死亡による場合を除く。)には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を受け継がなければならない。

2 法令により手続を続行する資格のある者が前項の規定による受継の申立てをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときは、当該裁判に対し、即時抗告することができること。

3 第一項の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に子の返還申立事件の手続を受け継がせることができる。(他の申立権者等による受継)

**第六十六条** 子の返還申立事件の申立人の死亡によつてその手続を続行することができない場合

前項の規定による裁判に対しでは、即時抗告をすることができる。

には、当該子の返還申立事件において申立人となることができる者は、その手続を受け継ぐことができる。

- には、当該子の返還申立事件において申立人と申立事件の申立人が死亡した日から一月以内にしなければならない。

3 前項の規定による受継の申立ては、子の返還申立事件の相手方の死亡によつてその手続を続行することができない場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、相手方が死亡した日から三月以内に限り、相手方の死亡後に子を監護している者に、その手続を受け継がせることができる。

(送達及び手続の中止)

**第六十七条** 送達及び子の返還申立事件の手続の中止については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第一百条第二項、第三款及び第一百十一条を除く。)及び第一百三十条から第一百三十二条まで(同条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第一百十二条第一項本文「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは「当該掲示を始めた」と、同法第一百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第一百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第一百十条第一項の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に表示してする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

**第六十八条** 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

2 前項の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

て「申立て等」という)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により

- 等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、賃本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対ししてするものと含む。）については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかるわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の規定による子の返還申立事件の記録の閲覧等は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

条、第一百三十三条の一第一項並びに第一百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号

- 条、第百三十三条の二第一項並びに第百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の处分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「子の返還申立事件の記録と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的の証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的の証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは贈写又はその贈本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は手続に参加した子（国際的な子の奪取の民事上の側面に關する約約の実施に関する法律第四十八条第六項第六項に規定する手続に參加した子をいう。次項及び第七項において同じ。）」は「子の返還申立事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は手續に參加した子」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「子の返還申立事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは手續に參加した子」と読み替えるものとすれ。

3	申立人は、一の申立てにより数人の子についての子の返還を求めることができる。
4	子の返還申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。
5	前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。
6	前項の命令に対しても、即時抗告をすることができる。
7	民事訴訟法第百三十七條の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。（申立ての変更）

7	民事訴訟法第百三十七條の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い子の返還の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。（申立ての変更）
7	申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨を変更することができない。ただし、第八十九条の規定により審理を終結した後は、この限りでない。
2	申立ての趣旨の変更は、子の返還申立事件の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3	家庭裁判所は、申立ての趣旨の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。
4	申立ての趣旨の変更により子の返還申立事件の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。（申立書の写しの送付等）

第七十二条	子の返還の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるときは、申立てに理由がないことを除き、子の返還申立書の写しを相手方に送付しなければならない。
2	前項の規定による子の返還申立書の写しの送付は、公示送達の方法によつては、することができない。
3	第七十条第四項から第六項までの規定は、第
4	裁判長は、第一項の規定による子の返還申立書の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、子の返還申立書を却下しなければならない。

第七十三条	子の返還申立事件の手続の期日における手続指揮権
第七十四条	（受命裁判官による手続）
第七十五条	（音声の送受信による電話の方法による手続）
第七十六条	（通訳人の立会い等その他の措置）
第七十七条	（事実の調査及び証拠調べ等）
第七十八条	前項の命令に対しても、即時に取り調べることができる。（裁判長の手続指揮権）
第七十九条	（家庭裁判所による事実の調査）
第八十条	（家庭裁判所調査官による立会い等）
第八十一条	（家庭裁判所調査官による報告）
第八十二条	（家庭裁判所調査官による立会わせること）
第八十三条	（家庭裁判所による調査）
第八十四条	（家庭裁判所による調査）
第八十五条	（家庭裁判所による診断等）
第八十六条	（証拠調べ）
第八十七条	（家庭裁判所による診断等）
第八十八条	（裁判所技官による診断等）
第八十九条	（家庭裁判所による診断等）
第九十条	（家庭裁判所による立会い等）
第九十一条	（家庭裁判所による立会い等）
第九十二条	（家庭裁判所による立会い等）

りファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあり、及び同法第二百五十五条第四項中「事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十一条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十三条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。  
(不法を証する文書の提出)

**第八十七条** 家庭裁判所は、申立人が不法な連れ去り又は不法な留置があつたことを証する文書を常居所地国において得ることができるとときは、申立人に対し、当該文書を提出することを求めることができる。

**第五目 審理の終結等**

(審理の終結)

**第八十八条** 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所の調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するよう努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

**第六目 裁判**

(裁判の方式)

**第九十条** 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

**第九十一条** 家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。  
(終局決定)

**第九十二条** 家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

**第九十三条** 終局決定は、当事者及び子に対し、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときは、同様とする。

**第九十四条** 終局決定は、当事者に告知することによって終局決定は、確定しなければならない。

2 終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

3 終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

4 終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

(終局決定の方式及び裁判書)

**第九十五条** 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

(更正決定)

**第九十六条** 終局決定に誤記その他これに類する明瞭な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができない。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判に対する場合は、即時抗告をすることができる。

5 終局決定に対し適法な即時抗告があつたときは、前二項の即時抗告は、することができない。

(終局決定に關する民事訴訟法の準用)

**第九十七条** 家庭裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができる。

2 中間決定は、裁判書を作成してしなければならない。

(中間決定)

**第九十八条** 終局決定以外の裁判は、これを受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

2 終局決定以外の裁判

**第九十九条** 子の返還申立事件における和解についての取下げによる場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間に以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

2 民事訴訟法第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」あるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間に以内に相手方が異議を述べないときは、申

段を除く。)の規定は、終局決定について準用する。この場合において、同法第二百五十六条第一項中「言渡し後」とあるのは、「終局決定が告知を受ける者に最初に告知された日から」と読み替えるものとする。

**第一百条** 当事者は、終局決定に対し、即時抗告をすることができる。

2 子は、子の返還を命ずる終局決定に対し、即時抗告をすることができる。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間に以内に相手方が異議を述べないときは、申

立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、申立ての取下げがあつた日から二週間に以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

2 民事訴訟法第二百六十二条第一項の規定は、申立ての取下げについて準用する。この場合において、同法第二百六十二条第四項中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」あるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間に以内に相手方が異議を述べないときは、申



とができる。  
（受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議）

**第二百四十四条** 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に對して不服がある当事者は、子の返還申立事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときにつきに限る。

2 前項の異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（即時抗告期間等）

**第二百五十五条** 終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならぬ。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告の効力を妨げない。

同法第三百十八条第三項の規定は前条第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百八十八条第四項後段、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項並びに第三百二十六条の規定は前条第二項の規定による許可があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十八条第四項後段中「第三百二十条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第一百十一条第五項」と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第一百十一条第五項の規定及び同法第一百十二条第二項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百二十五条第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の侧面に関する条約の実施に関する法律第一百十一条第二項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

いて、第八百八条第一項中「高等裁判所の終局決定」とあるのは「家庭裁判所の終局決定以外の裁判で不服を申し立てることができないもの及び高等裁判所の終局決定以外の裁判」と、第一百一一条第一項中「できる」とあるのは「できる」とした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る」と読み替えるものとする。

第二百二条第二項及び第三項、第三百三条並びに第七百七条の規定は、裁判所、裁判官又は裁判長

（原判半をした裁判所と裁判官又は審判長は即時抗告を理由があると認めたときは、その裁判は更正しなければならない）  
（終局決定に対する不服申立ての規定の準用等）

**第一百六十六条** 前三項の規定（第一百一条第一項及び第二項、第一百二条第一項並びに同条第三項、第一百四条及び第一百五条（これらの規定を第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百十条の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。この場合における

一 当事者及び法定代理人

二 変更を求める終局決定の表示及びその決定  
　　に対して変更を求める旨

三 終局決定の変更を求める理由

4 第一項の申立てを却下する終局決定に対し  
　　ては、当該申立てをした者は、即時抗告をするこ  
　　とができる。

5 第一項の規定により終局決定を変更する決定  
　　に対ししては、即時抗告をすることができる。

ときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合にあっては、当該終局決定）を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

**第一百七十七条** 子の返還を命ずる終局決定をした裁判所（その決定に付して即時抗告がある場合

## 第四款 終局決定の変更 (終局決定の変更)

るものとする。

〔場合〕と同條第四項中「前項」とあるのは

「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする

第三項後段中「二の場合」とあるのは

### 条約の実施に関する法律第百十六条第一項における

## は 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する

中と同法第三百二十五条第一項前段及び第二項「第三百十二条第一項又は第二項」にある

三項において準用する第三百二十一條第一項】

（執行停止の裁判）

6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により終局決定その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対しては、当該終局決定その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

条及び第三百四十九条の規定を除く)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとす  
る。

三百十九条 確定した終局決定その他の裁判（事件を完結するものに限る。第五項において同じ。）に対しても、再審の申立てをすることができる。

再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十一

（再審）  
**第五款** 再審  
3 21 前項の規定による申立てについての裁判に対する不服を申し立てる事ができない。第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

の点につき説明があり、かつ、執行により償うことのできない損害が生ずるおそれがあることにつき説明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

2 前項の規定による申立てについての裁判に対する申立てでは、不服を申し立てることができない。

3 第百九条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

#### 第四節 義務の履行状況の調査及び履行の勧告

**第一百二十二条** 子の返還申立事件が係属する家庭裁判所は、子の返還申立事件の当事者が子を日本国外に出国させるおそれがあるときは、子の返還申立事件の一方の当事者の申立てにより、他方の当事者に対し、子を出国させではなくないことを命ずることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定による申立てに係る事件の相手方が子が名義人となっている旅券を所持すると認めることは、申立てにより、同項の規定による裁判において、当該旅券の外務大臣への提出を命じなければならない。

3 子の返還申立事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前二項の規定による裁判（以下「出国禁止命令」という。）をする。

4 出国禁止命令は、子の返還の申立てについての終局決定の確定により、その効力を失う。（出国禁止命令の申立て等）

**第一百二十三条** 出国禁止命令の申立ては、その趣旨及び出国禁止命令を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2 出国禁止命令を求める事由については、出国禁止命令の申立てに係る事件（以下「出国禁止命令事件」という。）の申立人が資料を提出しなければならない。

3 前項の規定による裁判の申立てでは、出

國禁止命令があるまで、取り下げることができる。

4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の生活の状況その他の事項にかかる報告を求めることができる。

5 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 第一項の規定による調査及び勧告の手続には、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。

7 前各項の規定は、和解によって定められた義務の履行について準用する。

#### 第五節 出国禁止命令

**第一百二十四条** 出国禁止命令は、出国禁止命令事件の相手方の陳述を聽かなければ、することができる。

（出国禁止命令の申請）

（記録の閲覧等）

（

か、同法第百七十二条第一項に規定する方法により行う。

2 前項の強制執行は、確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。）の正本に基づいて実施する。  
**（子の年齢による子の返還の強制執行の制限）**  
**第百三十五条** 子が十六歳に達した場合には、民事執行法第一百七十二条第一項の規定による子の返還の強制執行（同項の規定による決定に基づく子の返還の実施を含む。以下「子の返還の代替執行」という。）は、することができない。

2 民事執行法第一百七十二条第一項に規定する方法による子の返還の強制執行の手続において、執行裁判所は、子が十六歳に達した日の翌日以降に子を返還しないことを理由として、同項の規定による金銭の支払を命じてはならない。  
**第百三十六条** 子の返還の代替執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、することができない。

一 民事執行法第一百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。

二 民事執行法第一百七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行の申立ては、  
**（子の返還の代替執行の申立て）**

**第百三十七条** 子の返還の代替執行の申立ては、債務者による子の監護を解くために必要な行為をする者として執行官を指定し、かつ、返還実施者を指定してしなければならない。  
**（子の返還を実施させる決定）**  
**第百三十八条** 第百三十四条第一項の決定は、債務者による子の返還の代替執行の手続について、民事執行法第一百七十二条第三項の規定にかかるらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで第百三十四条第一項の決定をすることができます。

**（子の返還の代替執行の申立ての却下）**  
**第百三十九条** 執行裁判所は、第百三十七条の返還実施者となるべき者を前条の規定により返還実施者として指定することが子の利益に照らして相当ないと認めるときは、第百三十七条の申立てを却下しなければならない。  
**（執行官の権限等）**  
**第百四十一条** 民事執行法第一百七十五条（第八項を除く。）の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第百七十六条の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人と子」とあるのは「返還実施者（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第一百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。）、債権者若しくは同法第一百四十四条第一項に規定する代理人と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人と」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第四十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と読み替えるものとする。  
**（付調停）**  
**第百四十四条** 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立て事件を家事調停に付することができる。  
**（家事事件手続法の特則）**  
**第百四十五条** 裁判所は、前条の規定により事件を家事調停に付する場合においては、家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所（第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。）に処理させることができる。  
**（管轄の特則）**  
**第百四十六条** 裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立て事件について申立ての取下げがあったものとみなす。  
**（第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等）**  
**第百四十七条** 裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立て事件について申立ての取下げがあったものとみなす。  
**（子の返還申立ての取下げの擬制）**  
**第百四十八条** 外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合において、次各号に掲げるときは、当該各号に定める家庭裁判所にも、これらの申立てをすることができる。  
**（管轄の特則）**  
**第百四十九条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百五十一条** 子の住所地（日本国内に子の住所がないときは、又は住所が知れないときは、その居住地。次号において同じ。）が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にあるときは、東京家庭裁判所の管轄区域内にあるときは、東京家庭裁判所に該当する。

**（子の返還の代替執行の申立て）**  
**第百五十二条** 子の返還の代替執行の手続について、民事執行法第一百七十七条の規定は、適用しない。  
**（返還実施者の権限等）**  
**第百五十三条** 子の返還の代替執行の手続について、民事執行法第一百七十七条第六項の規定は、適用しない。  
**（付調停）**  
**第百五十四条** 家庭裁判所及び高等裁判所は、当事者の同意を得て、いつでも、職権で、子の返還申立て事件を家事調停に付することができる。  
**（家事事件手続法の特則）**  
**第百五十五条** 裁判所は、前条の規定により事件を家事調停に付した場合の家事調停事件を自ら処理しなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を当該裁判所以外の家庭裁判所（第三十二条第一項各号に定める家庭裁判所に限る。）に処理させることができる。  
**（管轄の特則）**  
**第百五十六条** 裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立て事件について申立ての取下げがあったものとみなす。  
**（第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等）**  
**第百五十七条** 裁判所が第百四十四条の規定により事件を家事調停に付した場合において、調停が成立し、又は調停に代わる審判が確定したときは、子の返還申立て事件について申立ての取下げがあったものとみなす。  
**（子の返還申立ての取下げの擬制）**  
**第百五十八条** 外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをする場合において、次各号に掲げるときは、当該各号に定める家庭裁判所にも、これらの申立てをすることができる。  
**（管轄の特則）**  
**第百五十九条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百六十一条** 子の住所地（日本国内に子の住所がないときは、又は住所が知れないときは、その居住地。次号において同じ。）が東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にあるときは、東京家庭裁判所に該当する。

**（子の返還の代替執行の申立て）**  
**第百六十二条** 子の返還の代替執行の手続について、民事執行法第一百七十七条の規定は、適用しない。  
**（付調停）**  
**第百六十三条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百六十四条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百六十五条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百六十六条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。  
**（管轄の特則）**  
**第百六十七条** 第百三十六条第一項に規定する民事執行法第一百七十七条の規定により事件を家事調停に付した場合において、当事者間に子の返還の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、子の返還の合意に係る記載部分は、家事事件手続法第二百六十八条第一項の規定にかかるらず、確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する。

てに係る事件の記録中に住所等表示部分がある場合には、裁判所は、当該住所等表示部分について、家事事件手続法第四十七条第三項の規定にかかわらず、同項の申立てに係る許可をしないものとする。ただし、第六十二条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に第五条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合には、当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求については、第六十二条の規定を準用する。

張される連れ去り又は留置があつたことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件が係属する裁判所から通知されたときは、当該審判事件が係属している裁判所は、当該審判事件について裁判をしてはならない。ただし、子の返還の申立てが相当の期間内にされないと、又は子の返還の申立てを却下する裁判が確定し

**（政令への委任）**  
**第二十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄  
（施行期日）

たときは、この限りでない。  
**(総合法律支援法の適用に関する特例)**

**第一百五十三条** 条約締約国の国民又は条約締約国に常居所を有する者（日本国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者を除く。）であつて、連れ去り又は留置に係る子についての子の返還、子との面会その他の交流その他条約の適用に關係のある事項について民事裁判等手続（我が国の裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。）を利用するも

第一條 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一の七の項イ（イ）の改正規定

二 略  
第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに

**第二百五十条** この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

この法律に規定するもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第一百九十九条並びに第二百二十一条第一項及び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。

		(平成十六年法律第七十四号)の適用について は、同法第三十条第一項第二号に規定する国民 等とみなす。
	附 則	抄
附 則	(施行期日)	
第二条	第一条	この法律は、条約が日本国について効力を 生ずる日から施行する。 (経過措置)
第二条	この法律は、この法律の施行前にされた 不法な連れ去り又はこの法律の施行前に開始さ れた不法な留置には、適用しない。	
附 則	(令和元年五月一七日法律第二	

者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十四条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一

**（審理の状況についての説明）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

第一項の改正規定及び同法第百六十七条の十四  
第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び

条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起

務大臣は、子の返還の申立てから六週間が経過したときは、当該子の返還申立事件が係属している裁判所に対し、審理の状況について説明を求めることができる。

一 附則第二十条の規定 公布の日  
を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五回の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な处罚及び犯罪の处罚に関する規定を除く、本法の規定を適用する。

算して二十日を経過した日  
三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三  
条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三  
条を加える改正規定、同法第九十六条の改正

**第一百五十二条** 親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する处分についての審判事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十二条）第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。（以下この条において同じ。）が係属している場合において、当該審判事件が係属する裁判所に対し、当該審判事件に係る子について不法な連れ去り又は不法な留置と主

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第八条 施行日前に申し立てられた子の返還の強制執行の事件については、第二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百三十六条、第百三十八条第二項、第百四十条及び第百四十一條第三項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第百十五条规定及び第百一十七条の規定による。公の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十九条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の

合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中國國際受刑者移送法第二十一条の改正規定（（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条规定、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十一条の十一の項の改正規定（（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律

第六十八号) 第四百九十二条第七項の改正規定  
定 公布の日から起算して六月を超えない範  
囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

第一 条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第一百四十一項第三号「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項の改正規定の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日